

(仮称) 那珂川市総合運動公園整備運営事業

事業者選定基準

令和7年6月

那珂川市

目 次

1. 本書の位置づけ.....	1
2. 事業者選定の概要.....	1
(1) 事業者選定方式.....	1
(2) 事業者の選定方法と選定の体制.....	1
3. 審査の手順.....	3
4. 参加資格審査.....	4
5. 書類審査.....	4
(1) 書類の確認.....	4
(2) 基礎項目審査.....	4
(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）.....	4
(4) 価格評価点の算定.....	5
(5) 優秀提案の選定.....	5
6. 優先交渉権者の決定.....	5

添付資料

- 別紙1 基礎項目審査の評価基準
- 別紙2 加点項目審査の評価基準

1. 本書の位置づけ

（仮称）那珂川市総合運動公園整備運営事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、PFI手法のBTO方式により（仮称）那珂川市総合運動公園整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、参加しようとする者に配付する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、事業者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募グループを選定するための方法及び評価基準等を示し、応募グループの行う提案等に具体的な指針を示すものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設を整備し、その後の維持管理及び運営業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。そこで、事業者の選定に当たっては、提案価格に加え、那珂川市（以下「本市」という。）の要求するサービス水準との適合性並びに維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、参加資格審査及び書類審査により行う。

参加資格審査においては、本市が応募グループの参加資格について、募集要項に示す参加資格要件を満たしているかを審査する。なお、参加資格審査の結果は、書類審査における評価には反映させない。

書類審査においては、基礎項目審査を本市が行う。加点項目審査は、本市が設置した学識経験者等で構成する「那珂川市総合運動公園整備等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行った上で、性能評価点及び価格評価点を合わせた総合評価点が最も高い提案を優秀提案として選定し、本市に選定結果を報告する。

本市は選定委員会からの報告を受けて、優先交渉権者を決定する。

選定委員会の委員は、次のとおりである。

【選定委員会 委員】

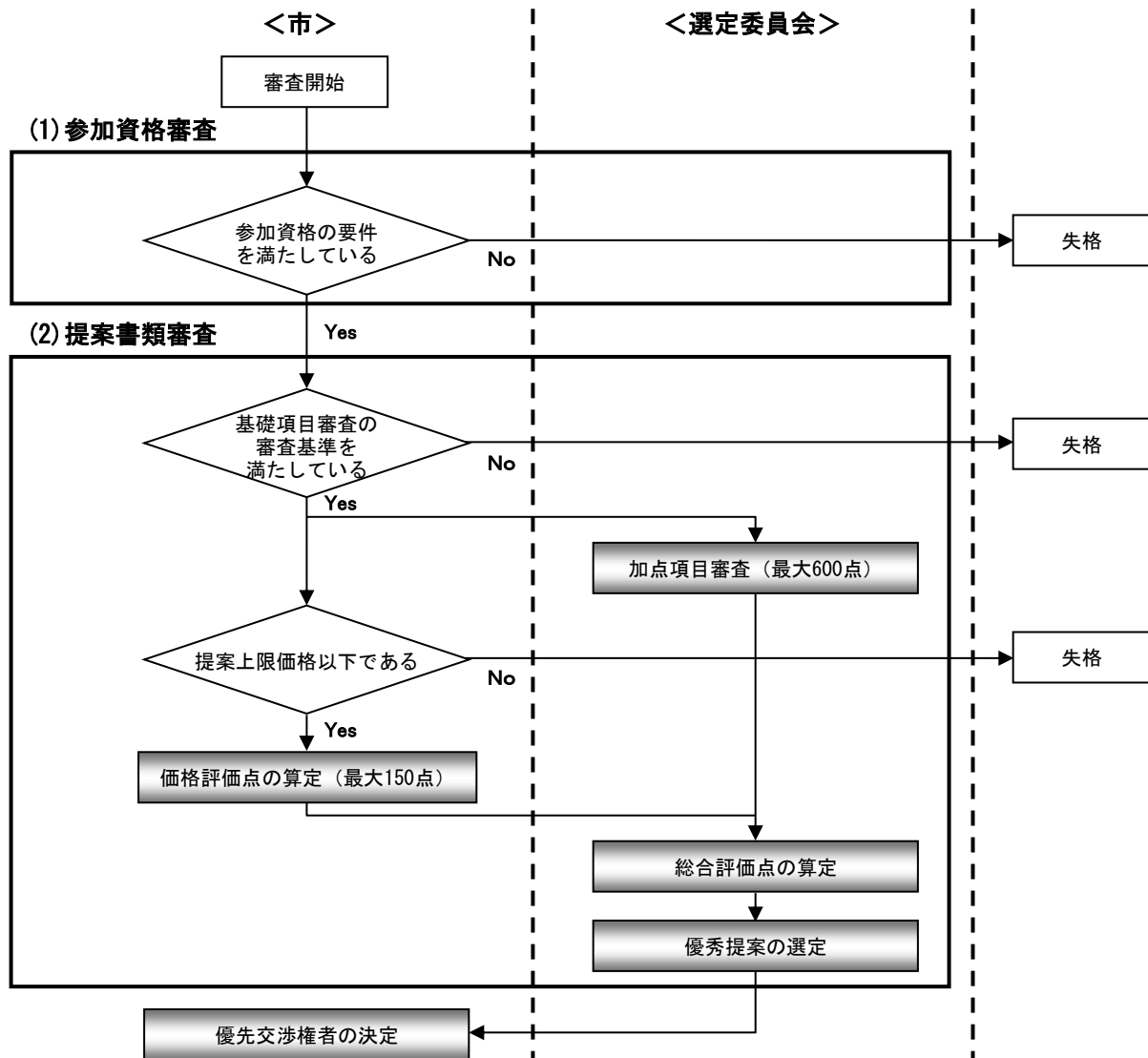
（敬称略）

氏名	所属・役職
大倉野 聡	那珂川市総務部長
中村 一道	那珂川市市民生活部長
春崎 幸二	那珂川市健康福祉部長

砂場 寛行	那珂川市都市整備部長
桐谷 圭一	那珂川市地域振興部長
古屋 正文	那珂川市教育委員会教育部長
包清 博之	九州大学名誉教授
前田 真	産学連携機構九州代表取締役社長
築山 泰典	福岡大学スポーツ科学部教授
東 幸治	福岡県人づくり・県民生活部スポーツ振興課長
池田 耕一郎	池田耕一郎法律事務所
小部 彰一郎	有限責任監査法人トーマツマネジャー
火山 太	福岡県建築都市部公園街路課長

3. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



4. 参加資格審査

応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを本市が審査し、要件を満たしていない項目があれば失格とする。

5. 提案書類審査

(1) 提案書類の確認

提出された提案書類がすべて募集要項の指定どおりに揃っているかを本市が確認する。

(2) 基礎項目審査

応募グループの提案内容が、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目の審査基準を満たしているかについて本市が審査を行う。基礎審査項目を満たしている場合は適格とし、満たしていない場合は失格とする。

(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、選定委員会において性能評価として加点項目審査を行う。加点項目審査は、応募グループの提案内容について、以下に示す加点審査項目について採点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点項目審査は最大600点とし、その内訳は「別紙2 加点項目審査の評価基準」に示す。なお、加点項目審査に基づく性能評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するものとする。また、その過程において、要求水準を満たしていないことが判明した場合は失格とする。

加点審査項目	配点	備考
① 事業実施に関する事項	110	配点の割合：最大600点中18.3%
② 設計に関する事項	200	〃 33.3%
③ 建設・工事監理業務に関する事項	50	〃 8.4%
④ 維持管理業務に関する事項	50	〃 8.4%
⑤ 運営業務に関する事項	110	〃 18.3%
⑥ 応募参加者独自の提案に対する事項	80	〃 13.3%
合 計	600	

【採点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	各審査項目に関して特に優れている	配点×1.00
B	各審査項目に関してより優れている	配点×0.75
C	各審査項目に関して優れている	配点×0.50
D	各審査項目に関して優れている点はあまりない	配点×0.25
E	各審査項目に関して優れている点はない	配点×0.00

(4) 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点については、見積書に記載された提案価格で行うものとし、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数第2位を四捨五入し、価格評価点の上限を150点とする。

なお、提案価格が提案上限価格を超えていた場合は失格とする。

価格評価点＝	$\frac{\text{最低の提案価格}}{\text{提案価格}} \times 150$
--------	---

(5) 優秀提案の選定

性能評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を優秀提案として選定する。

なお、総合評価点が450点に満たない場合は失格とする。

$\text{総合評価点} = \text{性能評価点（加点項目審査：最大600点）} + \text{価格評価点（最大150点）}$

6. 優先交渉権者の決定

本市は、募集要項の結果に基づいて選定委員会により選定された優秀提案を踏まえ、優先交渉権者を決定する。ただし、優秀提案が複数ある場合（総合評価点が同点の場合）は、性能評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、優秀提案が複数ある場合において、性能評価点も同点であった場合については、くじにより優先交渉権者を決定する。

また、応募者が1社のみであった場合についても審査を実施し、審査過程において適切と判断された場合は、最優秀提案者として選定する。本市はこの結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。